

発注者責任を果たすための
今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
規 約

（設置の目的）

第1条 発注者の視点から今後の建設生産・管理システムのあり方及び諸課題への対応方針についての検討・提言を行うことにより、社会資本の整備及び維持管理・更新を適切に実施し、将来にわたって安全なインフラサービスを継続的に提供するシステムを構築することを目的に、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（以下、「本会議」という。）を設置する。

（本会議の構成）

第2条 本会議は、会議の長（以下「座長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 本会議は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 6 本会議は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

（本会議の開催）

第3条 本会議は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

（部会の設置）

第4条 本会議に、特定の課題について検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項については、本会議にて審議することとする。
- 3 部会の長は、検討結果について本会議に報告する。

（事務局）

第5条 本会議の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成25年11月15日から施行する。